

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

## 目次

### 規 則

- 機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則..... (人事課) 1  
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則..... (人事課) 1  
○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則..... (人事課) 1

### 訓 令

- 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令..... (人事課) 1  
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 2

## 規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第56号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(北海道職員倫理規則の一部改正)

**第1条** 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第16号を第17号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

#### 3 参事監

(北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正)

**第2条** 北海道地方薬事審議会条例施行規則(昭和37年北海道規則第55号)の一部を次のように改正する。

第10条中「農政部酪農畜産課」を「食の安全推進室畜産振興課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

### 北海道規則第57号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。

水産林務部の項5の事項中「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に改める。

建設部の項1の事項中(2)を削り、同事項(3)中「第10条」を「第11条」に改め、同事項(3)を同事項(2)とし、同事項に次のように加える。

(3) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第111号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第4条の規定による改正前の屋外広告物法第9条第2項の規定による講習会修了者等の設置命令に関すること。

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第58号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6号ア中「の実施」を削り、第35号中ネをノとし、ウからヌまでをエからネまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 同法第15条の2第1項の規定による健康状態に異状を生じた者等への質問及び調査に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 北海道訓令第11号

本 庁

出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正)

第1条 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程（平成8年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「企画振興部IT推進室情報基盤課長」を「企画振興部IT推進室情報政策課長」に改める。

（競争入札参加者審査委員会規程の一部改正）

第2条 競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報基盤課長」を「情報政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

北海道訓令第12号

本 庁  
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「代表課長を」を「代表課等の課長を」に、「当該代表課長」を「当該課長」に改める。

別表の付表中 「危機対策室防災消防課 防 災 行政改革室行政改  
危機対策室原子力安全対策 原 安 危機対策室防災消  
課 課 危機対策室原子力安全  
行 財 政 改 革 推 進 室 行 革 課 大 学 改 革 推 進

革課 行 革  
防課 防 災  
対策 原 安  
室 大 改  
に、 「IT推進室情報政策課 情 政  
IT推進室情報基盤課 情 基  
」を「IT推進室

情報政策課 情 政 」、 「経 済 政 策 室 経 政 」、 「観光  
経

のくにづくり推進室 観 光 」、 「人 材 育 成 課 経 人 材  
済 政 策 室 経 政 」、 「 観 光 振 興 課 観 光 」、

「農業企画室 農 業 企 画 室  
道産食 道 産 食 安 全 室  
農 業 政 調 整 課 農 食  
農 地 調 整 課 農 事  
農 業 経 済 課 農 業  
土 地 改 良 指 導 課 農 土  
農 業 改 良 課 農 計  
農 村 計 画 課 農 計  
設 村 振 興 課 設 課  
農 村 振 興 課 農 農  
農 地 整 備 課 農 農  
農 村 整 備 課 農 農  
農 産 園 芸 課 農 農  
酪 農 畜 産 課 酪

「人 材 育 成 課 経 人 材 」、

企 安 政 調 調 経 指 改 画 計 振 地 村 産 畜  
「食の安全推進室食品政策課 食 政  
食の安全推進室農産振興課 農 産  
食の安全推進室畜産振興課 農 畜 産  
農 政 課 農 政  
技 術 普 及 課 技 普  
農 業 経 営 課 農 業 経 営  
農 業 支 援 課 農 業 支 援  
農 地 調 整 課 農 地 調 整  
農 村 設 計 課 農 村 設 計  
農 事 業 調 整 課 農 事 業 調 整  
農 業 施 設 管 理 課 農 業 施 設 管 理  
農 村 計 画 課 農 村 計 画  
農 地 整 備 課 農 地 整 備  
農 村 整 備 課 農 村 整 備

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。